

令和7年第4回港区議会定例会

追加議案の概要

港 区

令和7年第4回港区議会定例会追加議案件名一覧

追加議案8件

議案第126号	港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	1
議案第127号	港区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例	2
議案第128号	港区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	3
議案第129号	港区常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	4
議案第130号	港区職員の給与に関する条例及び港区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	5
議案第131号	港区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	8
議案第132号	港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	9
議案第133号	令和7年度港区一般会計補正予算（第4号）	12

令和7年第4回港区議会定例会追加議案の概要

議案第126号

【総務部総務課】

港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、港区特別職報酬等審議会の答申を受け、区議会議員の議員報酬の額等を改定するものです。

【条例改正の背景】

港区特別職報酬等審議会は、区議会議員の議員報酬の額等並びに区長、副区長、教育委員会教育長及び常勤の監査委員の給料の額等並びに政務活動費の額について、区長からの意見の求めに応じ、審議するため、区長の付属機関として設置されています。

この審議会から答申を受けたことを踏まえ、区議会議員の議員報酬の額等を改定します。

【条例改正の内容】

①議員報酬月額を次のとおり引き上げます。

- ・議長 91万9,600円 → 95万900円
- ・副議長 79万4,900円 → 82万1,900円
- ・委員長 66万2,100円 → 68万4,600円
- ・副委員長 63万4,500円 → 65万6,100円
- ・議員 62万2,300円 → 64万3,500円

②令和7年度の期末手当の支給月数を引き上げます。

- ・12月支給分 2.10月 → 2.15月

③令和8年度以降の期末手当の支給月数を次のとおり改定します。

6月分	12月分	年間
2.125月 (0.025)	2.125月 (0.025)	4.25月 (0.05)

(括弧内は、現行規定からの引上げ月数)

※この引上げに伴い、令和7年度以降の期末手当の年間支給月数は、次のように改定されます(括弧内は、引上げ月数)。

- ・4.20月 → 4.25月(0.05月)

【施行期日】

①及び②については公布の日、③については令和8年4月1日

【適用期日】

①及び②については、令和7年12月1日

港区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、港区特別職報酬等審議会の答申を受け、区長等の給料の額等を改定するものです。

【条例改正の背景】

港区特別職報酬等審議会は、区議会議員の議員報酬の額等並びに区長、副区長、教育委員会教育長及び常勤の監査委員の給料の額等並びに政務活動費の額について、区長からの意見の求めに応じ、審議するため、区長の付属機関として設置されています。

この審議会から答申を受けたことを踏まえ、区長等の給料の額等を改定します。

【条例改正の内容】

①給料月額を次のとおり引き上げます。

- ・区長 127万3,100円 → 131万6,400円
- ・副区長 102万3,700円 → 105万8,500円

②令和7年度の期末手当の支給月数を引き上げます。

- ・12月支給分 2.10月 → 2.15月

※令和7年6月1日においてその職になかった副区長については、支給月数を2.125月(0.025月引上げ)とします。

③令和8年度以降の期末手当の支給月数を次のとおり改定します。

6月分	12月分	年間
2.125月 (0.025)	2.125月 (0.025)	4.25月 (0.05)

(括弧内は、現行規定からの引上げ月数)

※この引上げに伴い、令和7年度以降の期末手当の年間支給月数は、次のように改定されます(括弧内は、引上げ月数)。

- ・4.20月 → 4.25月(0.05月)

【施行期日】

①及び②については公布の日、③については令和8年4月1日

【適用期日】

①及び②については、令和7年12月1日

港区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、港区特別職報酬等審議会の答申を受け、教育長の給料の額等を改定するものです。

【条例改正の背景】

港区特別職報酬等審議会は、区議会議員の議員報酬の額等並びに区長、副区長、教育委員会教育長及び常勤の監査委員の給料の額等並びに政務活動費の額について、区長からの意見の求めに応じ、審議するため、区長の付属機関として設置されています。

この審議会から答申を受けたことを踏まえ、教育長の給料の額等を改定します。

【条例改正の内容】

①給料月額を次のとおり引き上げます。

・ 95万1,200円 → 98万3,500円

②令和7年6月1日においてその職になかった教育長に支給する令和7年12月分の期末手当の支給月数を2.125月(0.025月引上げ)とします。

【施行期日】

公布の日

【適用期日】

令和7年12月1日

※教育長の令和8年度以降の期末手当については、港区教育委員会教育長の給与等に関する条例第4条の規定により、港区長等と同様の引上げとなります。

港区常勤の監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、港区特別職報酬等審議会の答申を受け、常勤の監査委員の給料の額を改定するものです。

【条例改正の背景】

港区特別職報酬等審議会は、区議会議員の議員報酬の額等並びに区長、副区長、教育委員会教育長及び常勤の監査委員の給料の額等並びに政務活動費の額について、区長からの意見の求めに応じ、審議するため、区長の付属機関として設置されています。

この審議会から答申を受けたことを踏まえ、常勤の監査委員の給料の額を改定します。

【条例改正の内容】

給料月額を次のとおり引き上げます。

- ・ 76万1,000円 → 78万6,900円

【施行期日】

公布の日

【適用期日】

令和7年12月1日

※常勤の監査委員の期末手当については、港区常勤の監査委員の給与等に関する条例第4条の規定により、港区長等と同様の引上げとなります。

港区職員の給与に関する条例及び港区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会の勧告を受け、職員及び会計年度任用職員の給与の改定等をするものです。

【条例改正の背景】

特別区人事委員会は、公民比較を行った結果、職員の給与が民間従業員の給与を下回っていた較差14,860円(3.80%)を解消するため、月例給を引き上げる給料表の改定をすることが適当であると判断し、令和7年10月14日に勧告しました。

職員団体等との交渉が妥結したため、職員及び会計年度任用職員の給与を改定します。

【条例改正の内容】

①職員及び会計年度任用職員の給料月額を引き上げます。

【行政職給料表（一）における改定後の給料月額差額（例）】

モデルケース	級・号給	改定後給料月額差額
係員（22歳）	1級29号給	12,000円(5.5%増)
主任（40歳）	2級66号給	11,500円(3.6%増)
係長（46歳）	3級75号級	12,500円(3.3%増)
課長補佐（50歳）	4級86号給	14,000円(3.4%増)
課長（49歳）	5級75号給	14,500円(3.3%増)
部長（57歳）	6級50号給	16,900円(3.4%増)

※係員については初任給の級及び号給、主任から部長までについては各級における平均年齢及び平均号給を記載しています。

②医師及び歯科医師に係る初任給調整手当の上限額を引き上げます。

・31万5,200円 → 32万6,900円

③給料表の適用がないパートタイム会計年度任用職員の報酬の上限額を引き上げます。

④令和7年12月支給分の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げます。

	期末手当		勤勉手当	
	12月分	年間	12月分	年間
管理職員	1.10月 (0.025)	2.175月 (0.025)	1.375月 (0.025)	2.725月 (0.025)
管理職員以外の職員	1.275月 (0.025)	2.525月 (0.025)	1.20月 (0.025)	2.375月 (0.025)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員)	0.6375月 (0.025)	1.25月 (0.025)	0.6875月 (0.025)	1.35月 (0.025)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.725月 (0.025)	1.425月 (0.025)	0.60月 (0.025)	1.175月 (0.025)
会計年度任用職員	1.275月 (0.025)	2.525月 (0.025)	1.20月 (0.025)	2.375月 (0.025)

(括弧内は、現行規定からの改定月数)

⑤令和8年度以降の期末手当の各支給月における支給月数を次のとおり引き上げます。

【期末手当】	6月分	12月分	年間
管理職員	1.0875月 (0.0125)	1.0875月 (0.0125)	2.175月 (0.025)
管理職員以外の職員	1.2625月 (0.0125)	1.2625月 (0.0125)	2.525月 (0.025)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員)	0.625月 (0.0125)	0.625月 (0.0125)	1.25月 (0.025)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.7125月 (0.0125)	0.7125月 (0.0125)	1.425月 (0.025)
会計年度任用職員	1.2625月 (0.0125)	1.2625月 (0.0125)	2.525月 (0.025)

(括弧内は、現行規定からの改定月数)

⑥令和8年度以降の勤勉手当の各支給月における支給月数を次のとおり引き上げます。

【勤勉手当】	6月分	12月分	年間
管理職員	1.3625月 (0.0125)	1.3625月 (0.0125)	2.725月 (0.025)
管理職員以外の職員	1.1875月 (0.0125)	1.1875月 (0.0125)	2.375月 (0.025)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員)	0.675月 (0.0125)	0.675月 (0.0125)	1.35月 (0.025)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.5875月 (0.0125)	0.5875月 (0.0125)	1.175月 (0.025)
会計年度任用職員	1.1875月 (0.0125)	1.1875月 (0.0125)	2.375月 (0.025)

(括弧内は、現行規定からの改定月数)

⑦条例で引用している学校教育法の条項番号を変更します。

【施行期日】

①から④までについては公布の日、⑤から⑦までについては令和8年4月1日

【適用期日】

①及び③については令和7年4月1日、④については同年12月1日

議案第131号

【総務部人事課】

港区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会の勧告を受け、特定任期付職員の給与を改定するものです。

【条例改正の背景】

特別区人事委員会は、公民比較を行った結果、職員の給与が民間従業員の給与を下回っていた較差14,860円(3.80%)を解消するため、月例給を引き上げる給料表の改定をすることが適当であると判断し、令和7年10月14日に勧告しました。

職員団体等との交渉が妥結したため、特定任期付職員※の給与を改定します。

※特定任期付職員とは、一般任期付職員とは異なり、弁護士など行政内部での育成が困難な業務に従事させるために採用する者をいいます。

【条例改正の内容】

①特定任期付職員の給料月額を引き上げます。

・平均改定率 約4.1%増

②令和7年12月支給分の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げます。

期末手当		勤勉手当	
12月分	年間	12月分	年間
1.025月 (0.025)	2.025月 (0.025)	0.95月 (0.025)	1.875月 (0.025)

(括弧内は、現行規定からの改定月数)

③令和8年度以降の期末手当及び勤勉手当の各支給月における支給月数を次のとおり引き上げます。

期末手当			勤勉手当		
6月分	12月分	年間	6月分	12月分	年間
1.0125月 (0.0125)	1.0125月 (0.0125)	2.025月 (0.025)	0.9375月 (0.0125)	0.9375月 (0.0125)	1.875月 (0.025)

(括弧内は、現行規定からの改定月数)

【施行期日】

①及び②については公布の日、③については令和8年4月1日

【適用期日】

①については令和7年4月1日、②については同年12月1日

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会の勧告を受け、幼稚園教育職員の給与を改定するほか、「教育公務員特例法」の一部改正に伴い、校務類型に係る業務の困難性等を考慮して義務教育等教員特別手当の額を定めることとするものです。

【条例改正の背景】

特別区人事委員会は、公民比較を行った結果、職員の給与が民間従業員の給与を下回っていた較差14,860円(3.80%)を解消するため、月例給を引き上げる給料表の改定をすることが適当であると判断し、令和7年10月14日に勧告しました。

職員団体等との交渉が妥結したため、幼稚園教育職員の給与を改定します。

また、学校における働き方改革の更なる加速化、教員の待遇改善等を進めるため、教員の職務や勤務の状況に応じて義務教育等教員特別手当を支給することとするなどの教育公務員特例法の改正が行われました。

【条例改正の内容】

①給料月額を引き上げます。

【幼稚園教育職員給料表における改定後の給料月額差額（例）】

モデルケース	級・号給	改定後給料月額差額
教諭（22歳）	1級13号給	12,800円(5.5%増)
主任教諭（41歳）	2級53号給	11,500円(3.1%増)
副園長（47歳）	3級51号給	14,200円(3.5%増)
園長（57歳）	4級77号給	14,300円(3.2%増)

※教諭については初任給の級及び号給、主任教諭から園長までについては各級における平均年齢及び平均号給を記載しています。

②令和7年12月支給分の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げます。

	期末手当		勤勉手当	
	12月分	年間	12月分	年間
管理職員	1.10月 (0.025)	2.175月 (0.025)	1.375月 (0.025)	2.725月 (0.025)
管理職員以外の職員	1.275月 (0.025)	2.525月 (0.025)	1.20月 (0.025)	2.375月 (0.025)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員)	0.6375月 (0.025)	1.25月 (0.025)	0.6875月 (0.025)	1.35月 (0.025)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.725月 (0.025)	1.425月 (0.025)	0.60月 (0.025)	1.175月 (0.025)

(括弧内は、現行規定からの改定月数)

③令和8年度以降の期末手当の各支給月における支給月数を次のとおり引き上げます。

【期末手当】	6月分	12月分	年間
管理職員	1.0875月 (0.0125)	1.0875月 (0.0125)	2.175月 (0.025)
管理職員以外の職員	1.2625月 (0.0125)	1.2625月 (0.0125)	2.525月 (0.025)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員)	0.625月 (0.0125)	0.625月 (0.0125)	1.25月 (0.025)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.7125月 (0.0125)	0.7125月 (0.0125)	1.425月 (0.025)

(括弧内は、現行規定からの改定月数)

④令和8年度以降の勤勉手当の各支給月における支給月数を次のとおり引き上げます。

【勤勉手当】	6月分	12月分	年間
管 理 職 員	1.3625月 (0.0125)	1.3625月 (0.0125)	2.725月 (0.025)
管理職員以外の職員	1.1875月 (0.0125)	1.1875月 (0.0125)	2.375月 (0.025)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管 理 職 員)	0.675月 (0.0125)	0.675月 (0.0125)	1.35月 (0.025)
定年前再任用短時間勤務職員 暫定再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.5875月 (0.0125)	0.5875月 (0.0125)	1.175月 (0.025)

(括弧内は、現行規定からの引上げ月数)

⑤義務教育等教員特別手当の月額を、校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して定めることとします。

【施行期日】

①及び②については公布の日、③及び④については令和8年4月1日、⑤については同年1月1日

【適用期日】

①については令和7年4月1日、②については同年12月1日

【内容】

本案の概要は、別表のとおりです。

令和7年度港区一般会計補正予算（第4号）概要

1 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		補 正 額 の 説 明
				特 定 財 源	一 般 財 源	
1 議 会 費	701,453	10,265	711,718		10,265	1 議員人件費を計上 (1)報酬 2 職員人件費を計上 (1)一般職員
2 総 務 費	37,716,205	236,891	37,953,096		236,891	1 職員人件費を計上 (1)特別職 (2)一般職員 2 委員人件費を計上 (1)常勤監査委員
5 衛 生 費	9,281,784	40,792	9,322,576		40,792	1 職員人件費を計上 (1)一般職員
6 産業経済費	4,968,715	10,760	4,979,475		10,760	1 職員人件費を計上 (1)一般職員
7 土 木 費	29,991,159	18,088	30,009,247		18,088	1 職員人件費を計上 (1)一般職員
8 教 育 費	26,628,782	49,541	26,678,323		49,541	1 職員人件費を計上 (1)特別職 (2)一般職員
歳出合計	208,670,093	366,337	209,036,430		366,337	

繰越金

366,337